

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 2 号
件 名	再任用職員に対する処遇のあり方について
要 旨	<p>標題のことについては、本来は市民が発言することはよろしくないと思いますが、今回の人事については市民の納得しがたい人事と存じます。</p> <p>東区石山出張所長，中央区東出張所長，中央区南出張所長，秋葉区小須戸出張所長，西区西出張所長は任用期間を満了し，退職されました。</p> <p>ところが，4月1日付で再任用され各出張所長の任につかれました。</p> <p>しからば，退職とはいかなる行政行為でありますか。退職は退職です。再任用は許されたとしても，最初から所長という要職に採用することは，特殊，例外を除いてあってはならないと思えます。採用（再任用）された職員は非常勤の契約職員です。その職員が地域のリーダーに着任するのは，地域の市民を愚弄するものです。再任用は必要であると思えますが，要職に任用することは，やってはならないと思えます。やるとすれば，平職員です。</p> <p>これを続けるのは，人事の公平，公正を欠くこととなり，ひいては職員の仕事に対する意欲を阻害することとなり，行政運営上ゆゆしい問題となります。</p> <p>よって人事の公正，公平を期すことについて陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 28 年 9 月 5 日 総務常任委員会
受 理	平成 28 年 8 月 4 日 第 2 2 3 号